



平成28年度予算と基本方針について

平成27年11月13日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

池田 克弥

1. はじめに

～産業廃棄物処理の変遷～

産業廃棄物処理行政の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物＝不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で優位に立っていない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正
に基づく構造改革

- 排出事業者責任の徹底
 - ・マニフェスト制度の強化
 - ・原状回復命令の拡充
- 不適正処理対策
 - ・処理業者・施設の許可要件の強化
 - ・罰則強化
(懲役5年、罰金3億円)
- 適正な処理施設の確保
 - ・廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
 - ・優良な施設整備の支援
 - ・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

PPP(汚染者負担原則)
に基づくあるべき姿

廃棄物＝処理するもの

自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

産業廃棄物処理の構造改革(1)

廃棄物処理法大改正(平成9,12年)に基づく構造改革

○ 排出事業者責任の徹底

- ・ マニフェスト制度の強化
- ・ 措置命令の拡充(対象者の拡大)等

○ 不適正処理対策

- ・ 廃棄物処理施設設置手続の強化・透明化
- ・ 処理業者・施設の設置許可要件の強化
- ・ 欠格要件の強化
- ・ 罰則強化(懲役5年以下、罰金1千万円・法人1億円以下)
- ・ 基金の創設 等

産業廃棄物処理の構造改革(2)

平成15年, 16年, 17年の法改正に基づく構造改革

○ 不法投棄等の未然防止等の措置

- ・ 都道府県等の調査権限の拡充
- ・ 国の関係都道府県等への指示権限の創設
- ・ 不法投棄の未遂罪、目的罪の創設
- ・ 特に悪質な業者の許可の取消の義務化
- ・ 硫酸ピッチの不適正処理の禁止
- ・ マニフェスト虚偽記載等の罰則強化 等

○ 地方環境事務所の設置(平成17年10月1日)

産業廃棄物処理の構造改革(3)

平成22年の法改正により構造改革をさらに充実

○ 排出事業者による適正処理を確保するための対策の強化等

- ・ 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設
- ・ 建設工事に伴って生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
- ・ 不法投棄等廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報を努力義務化
- ・ 措置命令の対象となる行為の拡大
(不適正な保管、収集、運搬も対象に)
- ・ 従業員等が不法投棄等を行った場合の当該従業員等の事業主たる法人に科される量刑を3億円以下の罰金に引上げ

○ 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ・ 廃棄物処理施設の設置者に対する都道府県知事等による当該施設の5年ごとの定期検査の義務づけ 等

○ 廃棄物処理業の優良化の推進 等